川崎市告示第535号

資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定に基づき、資金不足比率を公表します。

令和７年１０月２４日

川崎市長　福　田　紀　彦

令和６年度決算に基づく資金不足比率　（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	―
下水道事業会計	―
水道事業会計	―
工業用水道事業会計	―
自動車運送事業会計	―
卸売市場事業特別会計	―
港湾整備事業特別会計	―
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	―

１　川崎市に適用される経営健全化基準は２０．０％である。

２　表中の「資金不足比率」における「―」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。